

市からの 連絡帳

7月は、固定資産税・
都市計画税第2期の納期です。
~納付には、便利な口座振替を~
▶納税課 042-460-9831

税・年金・届け出 証明書コンビニ交付サービス停止

東京都の庁舎電気設備点検に伴い、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスが下記の日程で終日停止します。ご理解とご協力をお願いします。

なお、停止日程は変更になる場合がありますので、最新の情報は市HPをご覧ください。

時 7月14日(土)・8月4日(土)
対 市内外の全ての店舗
▶市民課 042-460-9820
保 042-438-4020

市税・国民健康保険料の 休日納付相談窓口

時 7月7日(土)・8日(日)午前9時~午後4時
場 いずれも田無庁舎のみ
●市税…納税課(4階)
●国民健康保険料…保険年金課(2階)
内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など
▶納税課 042-460-9832
▶保険年金課 042-460-9824

国民年金保険料納付免除・ 納付猶予の申請

平成30年度分(7月~平成31年6月)の保険料納付免除・納付猶予申請受付が7月2日(月)から始まります。
場 保険年金課(田無庁舎2階)・
市民課(保谷庁舎1階)
持 年金手帳・認め印など

□免除申請 申請者(本人)・配偶者・世帯主それぞれの前年所得(平成29年中所得)が基準額以下の場合に、全額または一部免除が承認されます。承認期間は年金受給資格期間に含まれ、老齢基礎年金の受給額は承認区分や一部納付の月数に応じて反映されます。
※一部免除承認期間は、下表の保険料を納めないと未納扱となります。

□納付猶予申請 50歳未満の方で、申請者(本人)・配偶者それぞれの前年所得が基準額以下などの場合に承認されます。承認期間は年金受給資格期間に含まれますが、老齢基礎年金額には反映されません。

承認区分	承認後の保険料(月額)	老齢基礎年金額に反映される割合
全額免除	0円	2分の1
一部免除	4分の3 4,090円	8分の5
	半額 8,170円	4分の3
4分の1	1万2,260円	8分の7
納付猶予	0円	反映されません

※平成21年3月以前の免除承認期間は老齢基礎年金額に反映される割合が異なります。※原則、申請は毎年必要ですが、前年度継続承認済の方は申請が不要の場合があります。

□特例認定区分について(失業など)
申請者(本人)・配偶者・世帯主のうち、失業などの理由で免除・納付猶予を申請する場合、以下の書類(いずれか1つ、写し可)の添付によって所得審査を省略できます(平成30年度分は平成28年12月31日以降の退職日のものが有効)。

- 雇用保険被保険者離職票
- 雇用保険受給資格者証
- 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など

※一般的な退職証明書・社会保険資格喪失証明書などは特例認定区分の利用不可
問 武蔵野年金事務所 0422-56-1411
▶保険年金課 042-460-9825

出産育児一時金・葬祭費の支給

西東京市国民健康保険に加入し、出産育児一時金・葬祭費の申請手続きを行っていない方は、手続きをしてください

さい。時効は2年間です。

場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)

□出産育児一時金の支給 国保の加入者が出産した時に支給されます。医療機関へ支払われる直接支払制度や受取代理制度があり、利用する場合は、出産前に医療機関と契約を交わすことで、出産後の申請は原則不要となります。

※直接支払制度を利用して出産費用が一時金を下回る方や、直接支払制度などを利用しない方は申請が必要です。

持 ●保険証 ●認め印 ●世帯主名義の口座が確認できるもの ●直接支払制度合意文書 ●出産費用明細書

●マイナンバーの分かる書類

□葬祭費の支給 国保の加入者が亡くなり、葬祭を行った場合に喪主の方に支給されます。

持 ●会葬礼状または葬儀の領収書
●保険証 ●認め印 ●喪主名義の口座が確認できるもの ●マイナンバーの分かる書類

▶保険年金課 042-460-9821

後期高齢者医療保険加入者の 葬祭費助成

後期高齢者医療保険の加入者が亡くなった場合、遺族(喪主)の方へ葬祭費の助成を行っています。

対 東京都後期高齢者医療広域連合が保険者で保険者番号が「39132295」の方の遺族(喪主)

持 申請者(喪主)名義の金融機関口座・認め印・保険証

□助成金額 5万円

□申請期間 葬儀を行った日の翌日から2年間

□提出書類 ●西東京市後期高齢者葬祭費助成交付申請(請求)書 ●会葬礼状または葬儀社に支払った領収書の写し(いずれも喪主の名義のもの)

※申請後2カ月程度で振り込み、通知は申請者(喪主)へ郵送

※広域連合では、後期高齢者医療制度について、東京いきいきネットHPで情報提供を行っています。

▶保険年金課 042-460-9823



心身障害者医療費助成制度 (マル障)が変わります

助成対象

●精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方…平成31年1月1日から

※所得制限基準額を超える方・生活保護受給中の方・65歳までに申請しなかった方などは対象外

※経過措置として交付日が平成30年12月31日以前の手帳をお持ちの65歳以上の方は、平成31年6月30日までの間に限り、65歳を超えていても申請可

●申請窓口 住民票のある区市町村(11月1日~事前受付を開始予定)

※詳細は決まり次第お知らせします。

負担上限の変更

●80136から始まる受給者証をお持ちの方(市民税課税者の方)…8月1日から

マル障一部負担金	負担上限額
80136 部 食	1万4,000円/月 (年間上限) ^{*2}
	14万4,000円/年 5万7,600円/月 (多数回) ^{*3} 4万4,400円/月

※1 同一医療機関で1カ月の負担額が上記の額に達したときは、その医療機関において、その月のそれ以上の窓口負担なし

※2 外来療養は、年間上限14万4,000円が設定されます。

※3 入院の場合、過去12カ月以内に3回以上、上限に達した場合は4回目から上限額が44,400円に下がります。

※80137から始まる一部負担なしの受給者証をお持ちの方(市民税非課税の方)は、変更なし。

問 東京都福祉保健局医療助成課

03-5320-4571

▶障害福祉課 042-438-4035

入院期間中の紙おむつ代の助成

紙おむつの持ち込み不可の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている高齢者などに助成を行います。

□対象期間 3月1日~6月30日入院分

□助成金額 月ごとの紙おむつ代の実費(上限月額4,500円)

「国民健康保険高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

一部負担金の割合は、毎年8月1日に当該年度の収入金額および住民税の課税所得額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。

新しい国民健康保険高齢受給者証または後期高齢者医療被保険者証は7月中旬に簡易書留で郵送します。配達時に不在の際は、不在票の指示に従ってお手続きください。郵便局での保管期間経過後の受け取りは、保険年金課(田無庁舎2階)の各係へお問い合わせください。

国民健康保険高齢受給者証

◆負担割合の判定基準

□2割負担(昭和19年4月1日以前生まれの方は特例措置により1割負担)

次のいずれかに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいない
- 本人および同じ世帯にいる昭和20年1月2日以降生まれの被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下
- 住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上だが、被保険者等の収入の合計が次のいずれかに当てはまる(基準収入額適用申請が必要)
 - ①世帯に被保険者が1人…383万円未満
 - ②同じく2人以上…520万円未満
 - ③被保険者と同じ世帯に後期高齢者医療制度への移行により国保を抜けた方(旧国保被保険者)がいる…旧国保被

保険者を含めた収入が520万円未満

□3割負担(現役並み所得者)

次の全てに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいる
- 世帯に被保険者が1人の場合はその収入が383万円以上、2人以上の場合は合計が520万円以上

◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された方で、収入金額が基準額未満の場合は、申請により2割負担(昭和19年4月1日以前生まれの方は特例措置により1割負担)となります。

※該当すると思われる方へ6月下旬に申請書を送付しましたので、必ず申請してください。

▶保険年金課 国保給付係 042-460-9821

後期高齢者医療被保険者証

□新しい保険証

青竹色 有効期間…8月1日~平成32年7月31日

◆負担割合の判定基準

□1割負担

次のいずれかに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいる
- 本人および同じ世帯にいる昭和20年1月2日以降生まれの被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下

- 住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上だが、被保険者等の収入の合計が次のいずれかに当てはまる(基準収入額適用申請が必要)

①世帯に被保険者が1人…383万円未満

②同じく2人以上…520万円未満

③被保険者と同じ世帯に70~74歳の

後期高齢者医療制度以外の保険に加入している方がいる…その方と被保険者の収入の合計が520万円未満

□3割負担(現役並み所得者)

次の全てに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいる
- 世帯に被保険者が1人の場合はその収入が383万円以上、2人以上の場合は合計が520万円以上

※被保険者とは後期高齢者医療被保険者証を持っている方です。

◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された方で、収入金額が基準額未満の場合は、申請により1割負担となります。

※該当すると思われる方へ6月末に申請書を送付しましたので、必ず申請してください。

▶保険年金課 後期高齢医療係 042-460-9823